

風俗営業等を営む皆様へ

受動喫煙防止対策を盛り込んだ、改正健康増進法が、
2020年4月1日に施行されます。

それに伴い、営業されている風俗営業所等の客室内に
喫煙専用室等を設置する場合には、事前の申請、または、
事後の届出が必要となります。※

手続きが必要なのは、

- ・風俗営業店
- ・特定遊興飲食店
- ・深夜酒類提供飲食店

となります。

なお、適正な手続きがなされなかつた場合には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に該当するため、確実な手続きをお願いします。

(※ 喫煙専用室等の設置に係る対応要領は、個々に異なりますので、事前に所轄の警察署によくご相談して進めてください。)